

福岡県公報

令和七年二月二十五日
第五百七十四号
増刊
②

目次

規則 (第九号)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(行政経営企画課) ……………一

規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(退職年金等支給規則の一部改正)

第一条 退職年金等支給規則(昭和三十三年福岡県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「**懲役又は禁錮の刑**」を「**苦勞刑**」に改める。

(福岡県事務委任規則の一部改正)

第二条 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第十項第三号ハ中「**禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

(議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和

和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号中「**懲役、禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

(福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第十一条中「**禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

(福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部改正)

第五条 福岡県ふぐ取扱条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「**懲役**」を「**苦勞刑**」に改める。

様式第六号中「**懲役**」を「**拘禁刑**」に改める。

(福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第十号から様式第十二号までの様式中「**禁錮**」を「**苦勞刑**」に改める。

(福岡県児童福祉法施行細則の一部改正)

第七条 福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第九号から様式第十一号までの様式中「**禁錮**」を「**苦勞刑**」に、「**懲役**」を「**及び**」に改める。

(福岡県災害救助法施行細則の一部改正)

第八条 福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第九号中「**懲役**」を「**苦勞刑**」に改める。

(福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第九条 福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号中「**懲役又は禁錮の刑**」を「**拘禁刑**」に改める。

様式第二十四号中「**懲役又は禁錮の刑**」及び「**懲役若しくは禁錮の刑**」を「**拘禁刑**」

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

」に改める。

（福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第十条 福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「**禁錮**」を「**禁禁**」に改める。

（福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第十一条 福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年福岡県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号の一中「**禁錮**」を「**禁禁**」に改める。

（福岡県建築士法施行細則の一部改正）

第十二条 福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第一百一十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**禁錮**」を「**禁禁**」に改める。

（福岡県財務規則の一部改正）

第十三条 福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十条第三項第五号及び第七十四条第二項第五号中「**懲役**」を「**拘禁刑**」に改める。

様式第五十七号中「**禁錮**」を「**禁禁**」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「**刑法等一部改正法**」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条に

において「**旧刑法**」という。）第十二条に規定する懲役（以下「**懲役**」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「**禁錮**」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「**旧拘留**」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する規則の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第四条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規則の施行前にした行為に係る罪により処せられる懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘留されている者は、第三条の規定による改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則第十条の二第一号の規定の適用については、拘禁刑の執行のために刑事施設に拘留されている者とみなす。

第五条 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。